

名古屋市達第14号

経 済 局
中央卸売市場本場
中央卸売市場北部市場

名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 名古屋市中心卸売市場本場（以下「本場」という。）に次の組織を置く。 （略） <u>担当課長（本場整備）</u>	第3条 名古屋市中心卸売市場本場（以下「本場」という。）に次の組織を置く。 （略）
2 本場の分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。 （略） <u>担当課長（本場整備）</u> <u>(1) 本場の整備に関すること。</u>	2 本場の分掌事務は、次のとおりとする。 （略）
3 （略）	3 （略）
第4条 名古屋市中心卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）に次の組織を置く。 （略） <u>担当課長（北部市場整備）</u>	第4条 名古屋市中心卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）に次の組織を置く。 （略）
2 北部市場の分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。 （略） <u>担当課長（北部市場整備）</u> <u>(1) 北部市場の整備に関すること。</u>	2 北部市場の分掌事務は、次のとおりとする。 （略）

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。